

健康増進法第25条をお知らせします!

ご承知のとおり、「健康増進法」が平成14年8月2日に公布され、本年5月に施行される予定になっています。この法律の中で多数の者が利用する施設に対し、受動喫煙対策義務が明言されています。

第25条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

参考：健康増進法 第5章第2節 受動喫煙の防止

貴施設が禁煙にすることはこの法律も遵守した上は、健康にも気遣う店であるというプラスのイメージとなります。

受動喫煙の防止義務を遵守するための有効な対策方法は、以下の通りです。

有効な受動喫煙対策

● 最も安く効果の高い受動喫煙対策は、室内禁煙

もっとも費用がかからず、必要なら、出入り口から離れた屋外に喫煙所を設けるだけで済みます。

● 次善の策は、排気装置を用いた完全分煙

簡便には、ドア1枚分の空気流入口に対して、家庭用換気扇2台分の排気装置を、隔離した喫煙室に設置すれば上記条件を満たします。（詳細は、裏面に記載）

設備のための資金を国民生活金融公庫が低利で融資します。
詳細は下記健康福祉事務所へ問い合わせ下さい

● 空気清浄機／分煙機はタバコ煙有害物質のほとんどが素通りするため受動喫煙対策には使えません

照会先

洲本健康福祉事務所健康増進課…………… ☎ 0799-26-2062
津名健康福祉事務所健康課…………… ☎ 0799-62-0181
三原健康福祉事務所健康課…………… ☎ 0799-52-0099

適法例 完全分煙

禁煙エリアにタバコ煙が漏れないように、喫煙席を設置します。

厚生労働省が平成14年6月12日に公開した分煙効果判定基準策定検討会報告書では以下の基準を示しています。

- ・非喫煙場所から喫煙場所方向に一定の空気の流れ(0.2m/s以上)があること。
- ・デジタル粉じん計を用いて、喫煙場所の時間平均浮遊粉じんの濃度が0.15ng/m³以下でかつ、非喫煙場所の粉じん濃度が喫煙によって増加しないこと。
- ・検知管を用いて測定した喫煙場所の一酸化炭素濃度が10ppm以下であること。

簡便には、ドア1枚分の空気流入口に対して、家庭用換気扇2台あれば上記の基準を満たします。

特に禁煙エリアや非喫煙者の動線上にタバコ煙が漏れないようにしなければなりません。



参考：産科医大・大和浩氏HP
<http://tenji.med.uofm.ae.jp/smoke.html>

全面禁煙が完全分煙以外の場合は、平成15年5月1日よりすべて健康増進法第25条に反することとなります。

違法な事例 不完全分煙

どこでも喫煙自由な場合はもちろんですが、分煙が以下の場合のように不完全な場合も違法となります。

- ・喫煙エリアが指定されていても、禁煙エリアにタバコ煙が流れてくる場合。
- ・非喫煙者の動線上（トイレに行く通路、ハイキングやフリードリンクコーナー周囲やそこへの通路、レジ周辺、禁煙エリアとレジや出入口との間の通路）にタバコ煙が流れてくる場合。
- ・空気清浄機／分煙機が設置されていても、タバコ煙有害物質はほとんど素通りしていますので受動喫煙対策にはなりません。

参考ホームページ <http://resnake.huoes.ne.jp>

右図の例では、喫煙席が指定されてはいるものの、喫煙席周辺に間仕切りがないこと、ハイキングやフリードリンクコーナー周囲及び出入口にもタバコ煙が漏れていくことから受動喫煙対策がなされているとは言えず、違法となります。

